

広告掲出仕様書

広告を掲出する広告代理店を募集します。

◆概要

名称	早良区役所庁舎壁面広告
掲出場所 (位置図等参照)	早良区役所(福岡市早良区百道二丁目1番1号) ※地下鉄空港線「藤崎」駅下車 3番出口横 ※西鉄バス「藤崎」下車すぐ
掲出内容	シート広告の掲出
掲出期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで ※特段の事情がない限り、令和10年3月31日まで更新可能とする。 ※製作及び取付・撤去作業については、全て掲出期間内に行ってください。 なお、製作作業は、区役所の業務に支障が無いように実施して頂く必要がありますので、日程について事前に必ずご相談ください。その結果、作業日及び実際に広告の掲出が可能な日が令和8年4月2日以降となり、撤去日が令和9年3月30日以前(更新の場合は令和10年3月30日以前)となる可能性がありますので、ご了承ください。
利用者数	(区役所利用者数) 令和6年度 105,118件/年(1日平均433件) ※来庁者の実数把握ができないため、市民課の届出・証明発行件数を計上していません。 (前面道路の自動車交通量) 流出入合計 5,999台/日 ※令和6年度福岡市交通量調査(藤崎交差点)より計上しています。
セールスポイント	早良区役所は、多数の市民が利用する施設であるため、玄関口付近に設置する壁面広告は、多数の来庁者の目に留まります。 また、掲出場所については、前面道路を通行する歩行者や車両からも視認性が良く、広告効果は大いに期待できます。
担当部署	早良区総務部総務課

◆広告の規格等について

広告のサイズ	広告スペース ① 縦 1.8m × 横 4.3m × 1枠 ② 縦 1.8m × 横 3.6m × 1枠 ※広告枠内に広告である旨をわかりやすく表記してください。 ※広告掲出物のサイズ・掲出方法などは、広告スペース内であれば原則自由ですが、必ず事前にご相談ください。 ※広告に関する問合せ先として、広告代理店名と連絡先を広告スペースと別に掲出してください。 ※広告スペースや広告に関する問合せ先のサイズ・素材については、広告の製作前に確認をお願いします。
製作及び 取付・撤去作業	広告代理店負担 ※シート広告は、剥離式シートを使用し、撤去後に跡が残らないようにしてください。

広告掲出基準	<ul style="list-style-type: none"> ・外観に適応したデザインであること。 ・その他については、福岡市広告事業実施要綱、福岡市広告事業実施要領、福岡市屋外広告物条例に準じます。 ※業者選定後、屋外広告物に係る許可申請等の手続が必要になります。 ※広告掲出前に、市担当課による事前審査が必要です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広告内容などについては、広告代理店と別途協議を行います。 ・屋外広告物掲出の許可申請は広告代理店側で行い、その結果を早良区総務課に提出してください。

◆申込方法

申込対象	広告代理店
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参して下さい。 ・福岡市競争入札参加有資格者（以下、「市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。市登録業者の方は、添付書類の提出は不要です。 ・市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。ただし、今年度中に他の広告公募にお申し込みの際に提出済みの場合は、添付書類の再提出は不要です。 ※市登録業者以外の方で、市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。 ア直接持参の場合 下記申込先に、直接持参して下さい。 イ郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可） ii 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2)応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。 ※電子メールでの提出はできません
広告料金	<p>最低予定価格：年額 319,000 円（税込） ※広告枠①・②の合計額 広告料金は、広告代理店から市にお支払いいただく年間の金額（税込）で、製作費などは含まれません。 ※行政財産目的外使用料を含むものとします。 ※別途、屋外広告物の許可申請にかかる手数料が必要となります。</p> <p>支払予定時期 第1期：令和8年5月頃 第2期：令和8年8月頃 第3期：令和8年11月頃 第4期：令和9年2月頃</p>
申込締切日	ア 直接持参の場合：令和7年12月19日（金） 15時 イ 郵送の場合：令和7年12月18日（木） 必着
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、最も高い広告料金をご提示いただいた広告代理店を選定します。 ・複数の代理店が最も高い広告料金を提示した場合には、その代理店の中からくじにより選定します。くじを行う日時については、改めて通知します。

申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当：中島 〒810-8620福岡市中央区天神1-8-1 Tel092-711-4579 / Fax 092-711-4833 メール zaisankatsuyou@city.fukuoka.lg.jp
施設に関する 問合せ先	早良区総務部総務課 担当：藤岡・山口 〒814-8501 福岡市早良区百道2-1-1 Tel 092-833-4303 / Fax 092-833-4303 メール somu.SWO@city.fukuoka.lg.jp

◆位置図



◆現地写真



【広告面積】

- ① 縦 1,800mm × 横 4,300mm
- ② 縦 1,800mm × 横 3,600mm